

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
6月9日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定(厚政課).....二

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課).....二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....二

公金の徴収の事務の委託(こども政策課).....二

保安林予定森林(美祢市)(森林整備課).....三

保安林予定森林(森林整備課).....三

○公告

県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業の換地処分(農村整備課).....三

○公安委公告

契約の締結.....四

山口県告示第二百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政



名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
のむら大腸肛門クリニック	宇部市大字妻崎開作八三の一	令和八、三、一
おかもと内科	周南市本町二丁目六番	〃 〃 〃
西田歯科医院	宇部市松山町二丁目四番三五号	令和六、〃 〃 七
藤井歯科医院	山口市小郡本町一丁目五番三五号	令和八、〃 〃 二七
みさき薬局	宇部市岬町一丁目七番六号	〃 〃 〃 二、二八
遠藤中央薬局下市店	山口市下市町一丁目六番六号	〃 〃 〃
長谷薬局	〃 小郡長谷一丁目四番三〇号	〃 〃 〃
新町P日薬局	周南市新町二丁目九番三号	〃 〃 〃 三、一
セブン薬局 光店	光市浅江三丁目一番二六号	〃 〃 〃

山口県告示第二百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和八年六月九日

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
長谷歯科医院	岩国市元町二丁目九番一號	令和七、七、一

山口県告示第二百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年六月九日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おかもと腎クリニック	周南市大字徳山四一〇の二	令和八、三、一
藤政歯科医院	岩国市周東町下久原二三九一の一	〃 〃 〃 三、三
はなだ歯科医院	光市中央一丁目八番二四号	〃 〃 〃 四、一

山口県知事 村岡 嗣 政

琴音薬局	宇部市琴芝町一丁目四番一〇号	〃	〃	〃
みさき薬局	〃 岬町一丁目七番六号	〃	〃	三、
ひより薬局	〃 山口市下市町二番六号	〃	〃	〃
セブン薬局光店	〃 光市浅江三丁目一番二二号	〃	〃	〃
新町P日薬局	〃 周南市新町二丁目二番三号	〃	〃	〃

指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
合同会社 訪問看護リハビリステーションるり	山口市天花三丁目一三番一號	令和七、六、一
社会福祉法人 青藍会	〃 吉敷中東一丁目一番二號	〃
ケアパートナー株式会社	〃 東京都港区港南二丁目一六番一號	〃

山口県告示第 二百五十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和八年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	藤本眼科	柳井市南町七丁目七番七号	令和八、四、一
称 療 所 機 在 関 地			
指定辞退年月日			

山口県告示第 二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社さくらぎ薬局	萩市大字土原三五七の一	〃 〃 〃	〃	〃

山口県告示第 二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社さくらぎ薬局	萩市大字土原三五七の一	〃 〃 〃	〃	〃

山口県告示第 二百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金の徴収の事務を委託した。

令和八年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
- 三 指定の日

令和八年四月一日
四 委託の日
令和八年四月一日

山口県告示第二百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町別府字小水第三 二二四六の一、秋芳町嘉万字堀越一〇八九二の二、一〇八九二の一三、一〇八九二の三八、一〇八九二の三九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

宇部市大字東吉部字沖塚五四八、五四九の一、二〇四四四、字書手二〇四三四
美祢市美東町絵堂字向山七七の一、七八の二、一〇〇一一、一〇〇一二の一、一〇〇一三から一〇〇一五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町絵堂字向山七七の一・七八の二・一〇〇一一・一〇〇一四(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(二五八) 県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。

令和八年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 換地処分の年月日

令和八年五月二十日

二 換地処分の内容

県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業換地計画書に記載された換地計画のと

おり

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和八年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
警察用ヘリコプターの整備及び耐空証明検査業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和八年四月十三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
鹿児島国際航空株式会社 鹿児島県鹿児島市山下町九番五号
- 六 落札金額
四千九百五十万円
- 七 入札公告日
令和八年三月三日
- 八 その他
（一） 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣 政
（二） 調達方法
購入等
（三） 落札方式
最低価格

令和八年六月九日印刷
令和八年六月九日発行

発行人所

山口県知事